

# 特別養護老人ホーム 遊生の森 料金表（令和7年 12月 1日より）

（『特別養護老人ホーム 遊生の森』の介護サービス費区分は、「ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（I）」です。）

(表の見方について)			基本報酬単位数	加算単位数						単位数合計		[A]介護サービス費(月)		食費や居住費(日)			[B]食費や居住費の合計(月)	[A+B]自己負担額合計(月)		
世帯の課税状況	利用者負担段階	介護度		(Ⅱ) 日常生活 継続支 援加算 ( I ) イ	看 護 体 制 加 算 ( I ) イ	看 護 体 制 加 算 ( Ⅱ ) イ	(夜勤職員配置加算)	科学的介護推進体制加算	(日)	(月)	単位数合計(月) × 単価(10.14円) × 自己負担割合		食 費	おやつ代	居住費					
				1割	(参考) 2割	1割	2割													
住民税 課税	第4段階	要介護1	682	46	12	23	46	40	809	24,310	¥24,651	¥49,301	¥1,650	¥150	¥2,066	¥115,980	¥140,631	¥165,281		
		要介護2	753	46	12	23	46	40	880	26,440	¥26,811	¥53,621	¥1,650	¥150	¥2,066	¥115,980	¥142,791	¥169,601		
		要介護3	828	46	12	23	46	40	955	28,690	¥29,092	¥58,184	¥1,650	¥150	¥2,066	¥115,980	¥145,072	¥174,164		
		要介護4	901	46	12	23	46	40	1,028	30,880	¥31,313	¥62,625	¥1,650	¥150	¥2,066	¥115,980	¥147,293	¥178,605		
		要介護5	971	46	12	23	46	40	1,098	32,980	¥33,442	¥66,884	¥1,650	¥150	¥2,066	¥115,980	¥149,422	¥182,864		
住民税 非課税	第3段階② 年金収入額と 合計所得額の 合計が 年間120万円 超の方	要介護1	682	46	12	23	46	40	809	24,310	¥24,651	¥49,301	¥1,360	¥150	¥1,370	¥86,400	¥111,051			
		要介護2	753	46	12	23	46	40	880	26,440	¥26,811	¥53,621	¥1,360	¥150	¥1,370	¥86,400	¥113,211			
		要介護3	828	46	12	23	46	40	955	28,690	¥29,092	¥58,184	¥1,360	¥150	¥1,370	¥86,400	¥115,492			
		要介護4	901	46	12	23	46	40	1,028	30,880	¥31,313	¥62,625	¥1,360	¥150	¥1,370	¥86,400	¥117,713			
		要介護5	971	46	12	23	46	40	1,098	32,980	¥33,442	¥66,884	¥1,360	¥150	¥1,370	¥86,400	¥119,842			
	第3段階① 年金収入額と 合計所得額の 合計が 年間80万円 超120万円以下の方	要介護1	682	46	12	23	46	40	809	24,310	¥24,651	¥49,301	¥650	¥150	¥1,370	¥65,100	¥89,751			
		要介護2	753	46	12	23	46	40	880	26,440	¥26,811	¥53,621	¥650	¥150	¥1,370	¥65,100	¥91,911			
		要介護3	828	46	12	23	46	40	955	28,690	¥29,092	¥58,184	¥650	¥150	¥1,370	¥65,100	¥94,192			
		要介護4	901	46	12	23	46	40	1,028	30,880	¥31,313	¥62,625	¥650	¥150	¥1,370	¥65,100	¥96,413			
		要介護5	971	46	12	23	46	40	1,098	32,980	¥33,442	¥66,884	¥650	¥150	¥1,370	¥65,100	¥98,542			
	第2段階 年金収入額と 合計所得額の 合計が 年間80万円 以下の方	要介護1	682	46	12	23	46	40	809	24,310	¥24,651	¥49,301	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥67,251			
		要介護2	753	46	12	23	46	40	880	26,440	¥26,811	¥53,621	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥69,411			
		要介護3	828	46	12	23	46	40	955	28,690	¥29,092	¥58,184	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥71,692			
		要介護4	901	46	12	23	46	40	1,028	30,880	¥31,313	¥62,625	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥73,913			
		要介護5	971	46	12	23	46	40	1,098	32,980	¥33,442	¥66,884	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥76,042			
	第1段階 老齢福祉年金 受給者や 生活保護の方	要介護1	682	46	12	23	46	40	809	24,310	¥24,651	¥49,301	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥64,551			
		要介護2	753	46	12	23	46	40	880	26,440	¥26,811	¥53,621	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥66,711			
		要介護3	828	46	12	23	46	40	955	28,690	¥29,092	¥58,184	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥68,992			
		要介護4	901	46	12	23	46	40	1,028	30,880	¥31,313	¥62,625	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥71,213			
		要介護5	971	46	12	23	46	40	1,098	32,980	¥33,442	¥66,884	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥73,342			

(注1)介護サービス費の負担を軽減する制度として、『高額介護サービス費』支給制度があります。この支払上限額は、利用者の所得などに応じて設定されます。

(注2)上記以外の費用として、医療費(往診料／受診料等)、理美容代、個室持ち込み家電に係る電気代、日用品等の購入費、行事参加等の実費などがあります。

(注3)表記載以外の加算として、「初期加算」1日30単位(入所から30日間)や「安全対策体制加算」1回20単位(入所時1回のみ)、「若年性認知症入所者受入加算」「看取り介護加算」等があります。また、毎月、1か月の単位数合計に一定の割合を乗じて、「介護職員等処遇改善加算」が算定されます。

(注4)今後、当施設におけるサービスの提供内容や職員体制の変更、介護報酬の改定等により、算定する加算の種類が増減する場合がございます。あらかじめご了承ください。

(注5)食費と居住費の負担軽減を受けるには、「所得要件」と「資産要件」を満たす必要があります。「所得要件」→世帯全員が住民税非課税(※世帯を別にする配偶者がいる場合は、その方も住民税非課税)

「資産要件」→利用者負担段階によって預貯金等の要件が異なります。

(注6)65歳以上の方で、一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割または3割となります。